

Title	享保期を中心とする幕府徴租様式の変質について：検見春法と定免制
Sub Title	Changes in the nature of the tax-system of the Bakufu around the Kyoho era : Kemmi system and Jomen system
Author	新保, 博
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.11/12 (1948. 12) ,p.671(53)- 692(74)
JaLC DOI	10.14991/001.19481201-0053
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19481201-0053">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19481201-0053</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

與されなかつたのである。然らば最小自乘法による數學線は如何なる場合にその意義を有するであらうか。最小自乘法によつて誘導された數學線は動態平均線であつて、系列の縦軸に對する乖離の自乗の總和は最小である。即ちこれと同一方法によつて算出する限り、他の如何なる方法で導出された數學線のそれよりも小である。換言すれば系列各項を結ぶ直線と、この數學線とが交つてなす面積の當該數學線に對する上位と下位の面積の總和が等しく、且つ最小である。このことは高次の曲線に就いても妥當する。この性質を認識すれば、最小自乘法による數學線の統計解析に於ける妥當性が明確となる。

即ち諸般の變動を有する所與の系列に關して、該系列が平均的な發展をするとしたならば如何なる推移過程を示すかを判断する場合、且又時系列に關しては當該系列中に含まれてゐる状態がそのまま持續すると假定するな

らば、將來の各時點に於て具體的に如何なる状態が得られるかを長期に亘つて豫測する場合に於ては、原系列の各項に照應する數學線の數値との乖離の自乗の總和を最小ならしむべきであつて、原系列各項に最も近接する數學線、即ち高次の曲線を選ぶべきである。この平均的推移過程、及び將來豫測に於ては單なる一般傾向が問題となるのではなく、原系列と同一時點に置かれた動態平均値を必要とするのであつて、斯かる場合に數學線と同一時點に於ける原系列各項との乖離の自乗の總和を最小ならしめる最小自乘法による數學線が最も妥當するのである。

統計學が數量を以て過去を把握し、又進んで具體的に將來を豫測するにその意義があるとすれば、時系列解析に關してこの數學線を傾向線と區別するため、例へば前者を「推移線」、後者の場合を「豫測線」とするのが至當であらう。(了) (二九四八・八・一五)

## 享保期を中心とせる

### 幕府徴租様式の變質について

— 檢見春法と定免制 —

新 保 博

- 一、本稿の課題
- 二、元祿——享保期に於ける幕府財政Ⅱ租租收取機構の危機の進展
- 三、危機への對應としての徴租様式の變質——定免制及檢見春法の實施
- 四、定免制及檢見春法の特質——兩者の對蹠性と連關性
- 五、結論——徴租様式の變質の、享保期を畫期とする封建的支配機構變質化への關連

享保期を中心とせる幕府徴租様式の變質について

近代日本を理解するには明治維新の性格を明かにする事が不可欠とされる。その明治維新は云々迄もなく、日本に於ける封建社會(使用價值生産の體系)から近代社會(交換價值生産の體系)への轉回點をなす。かゝる轉回點に於て近代社會の性格乃至「型」は規定されるが、その基準は「所與の封建的土地所有の内部組織、農奴制の構成及び強度そのものうちに、より直截に云へば、農業組織Ⅱ土地所有の特定の「型」に制約されるところの

社會的諸條件のうちに求められる。従つて明治以後の近代日本の性格乃至「型」を規定するものは、徳川幕藩體制の内部的編成及その強度に外ならぬ。かゝる徳川幕藩體制の内部的編成は、生産諸條件の所有者(封建的土地所有者)が直接的生産者(百姓)に對する關係、即ち將軍、諸侯の百姓に對する貢租收取關係機構によつて制約される。

周知の如く、徳川封建制は元禄—享保期(一六九〇—一七四〇年頃)を劃期として變質、解體化の過程を辿り、近代日本成立の前段階を形成した。この過程は直接的に近代日本の起點たる明治維新を制約する。かゝる元禄—享保期を劃期とする幕藩體制の變容・變質そのものの直接の投射として、徳川封建制の貢租收取機構も變質・轉換を遂げた。即ち、元禄—享保期に於て商品・貨幣經濟の進展に伴い幕府始め諸藩の財政は次第に破綻し、一方封建制の基礎たる農民層にも分解の崩しが現われる。こゝに封建制の危機が形成される。この危機への對應姿勢として定免制と檢見春法なる二つの徴租様式が一般化された。この收穫量に應じて貢租を收取せんとする檢見春法と、原則として一定不變量の生産物を收取す

る定免制とは正に相對立する貢租收取原理であり、かゝる相對立する二つの貢租收取様式が此の時期に從來の徴租様式の變質の結果として現われて來た點は、徳川幕藩體制解體化過程の特異性の一表現であると云えよう。檢見春法はその年の收穫量の一定割合を貢租として收取するものであり、その收穫量は封建的支配者層によつて決定されるものであるから、當然「恣意的」收取の可能性を示す。それに反して、定免制は原理的には貢租額が固定しているため、地代金納代への契機となり、「身分より契約へ」の過程の一段階を形成する如く思われる。所與の封建的土地所有に對して正に逆の意義を持つこの二つの貢租收取様式は、徳川封建制の内部的編成に於て如何なる關聯に立つたか、そしてそれは徳川封建制解體化に如何なる意義を持つたか。此等の問題こそ正に本稿の課題をなす所である。以下未熟な素描ながら主として幕府直轄領について一應の展開を試みる。

尙とて念のため一言すれば、檢見春法及定免制は云う迄もなく元禄—享保期を劃期とする徳川封建制度寛容期に始めて現われた貢租收取様式ではない。元禄—享保期以前の封建社會に於ても存在した。併し乍ら此等の貢

租様式は封建社會の夫々の段階に應じて、異つた意義・役割を果す。従つてその性格を異にする。それ故こゝには云う迄もなく、檢見春法一般或は定免制一般を問題とするのではなく、元禄—享保期に於ける檢見春法及定免制こそが我々の視野に置かれる。

本稿の課題は右述の如く、元禄—享保期の封建制の危機の對する上からの對應姿勢としての檢見春法及檢定免制の社會經濟史的意義を明かにすることに在るから、元禄—享保期に於ける徳川封建制の危機の構造・本質に關し一應の素描を興えておく必要がある。

1、高橋幸八郎氏「近代社會成立史論」六四頁。

寛永—寛文期(一六二〇—一七〇年頃)に整備・確立された徳川幕藩體制は、土地に緊縛された農民(百姓)に對する物納年貢(生産物地代)收取關係をその經濟的基礎とし、かゝる貢租收取關係は將軍・諸侯の農民に對する經濟外的強制(權力)に依つて確保されている。そして知行權—それは次第に擬制化されつゝあつたが—を核心とする武装された家臣團・武士の位階制的編成は、將

軍・諸侯の農民に對する支配權力の基抵となつている。かくして土地所有の組織と政治權力の位階制は對應し、將軍諸侯を頂點とし百姓(及町人)を底邊とする整然たる統一的な身分的階層關係が成立する。かくの如き徳川幕藩體制にあつては、封建家臣は城下町に集中されている。これに伴い、領主が家臣に給地を興える地方知行が次第に制限され、領主から直接現米を興えられる藏前(米)取の占める比重が増大する。徳川封建制當初に於て藏入地は、僅か二—三割を占むるに過ぎなかつたが、幕藩體制整備に伴い遂に五割前後を占むるに至り、他地方知行も家臣團が給地より離れて城下町に集中するに従い、次第に擬制化され遂には俵祿を受取るに過ぎぬものと化した。かくて、封建的土地所有者は、生産物地代の成立によつて準備された寄生的性格を、終局的に受取ることゝなつた。かくの如き俵祿制度は當然何らかの仕方での商品・貨幣經濟の存在を前提とする。かくて封建的支配者層は幕藩體制確立期以降益々商品・貨幣經濟に巻き込まれ、奢侈的消費、參覲交代費、土木事業等貨幣支出の増大が必至となる。封建的支配階級の財源は貢租米を中心とするため當然固定的である。かゝる固定的な經

濟的基礎と次第に増大する貨幣支出との矛盾は、深刻な「貨幣缺乏」を惹起する。かくて益々増大する封建的支配者層の貨幣需要は、商業資本及其の双兒兄弟たる高利貸資本をして、封建的支配機構のあらゆる氣孔に侵蝕・寄生せしめる。今や將軍・諸侯を頂點とし小給武士を底邊とする封建的土地所有者のピラミッドの全てに互つて、商業資本並に高利貸資本は侵蝕するに至つた。こゝに「領主財政の危機」が招來される。

一方、農民經濟も商品・貨幣經濟に次第に巻き込まれる。併し乍ら、農民の必要労働部分以上に出る全餘剩労働を收取せんとする徳川封建制の貢租收取機構の下に於ては、農民の生産物中商品化し得る部分は極めて少い。従つてそれ丈農民は市場から隔絶され、商人に全面的に依存せざるを得ない。それ故一度事故が発生すれば、農民は高利貸附に其身を委ねざるを得なくなる。そして遂には自己の生産手段たる土地を手離さざるを得ない。徳川期最古の地方書と云われる寛文版「地方聞書」には既に商品・貨幣經濟の農民經濟への侵蝕を示す記事がかなり見られ、更に「壹村の内に富貴成者有は、村中のたすけになる事も有之、又其村次第にすぬびする事も

有之、其者米金を借し候に田畑をしち物に取事多し、是よろしからざるか、殊更高利也……」なる同書の記載は、田畑賣買質入の禁の下にあつて、既に現實には土地の移動、兼併が行われてゐる事を示してゐる。勿論この「地方聞書」は江戸周邊の事情を示すものと考へられ、従つて全国的な一般的な現象ではないにしても、かゝる傾向が次第に増大しつゝあつた事は充分豫想し得る。下つて享保六年の「質地流しの禁令」は正にこの傾向の一般化を示すものと云えよう。かくて封建的支配機構の基礎たる農民は商品・貨幣經濟の激浪にさらわれる。

かくの如き領主財政の危機と農民經濟の窮乏は正に對應するものであるが、この兩者は封建的土地所有關係機構の危機を形成する。元祿—享保期は正にかゝる時期に外ならない。當時の代表的な封建的イデオロギーたる徂徠も、かゝる徳川封建制の危機に注目して次の如く述べてゐる。「諸大名がはりに御城下に詰居れば、一年挟みの旅宿也。……諸大名の大形其城下に聚居て、面々の知行所に居らざれば旅宿なる上に、近年は江戸勝手の家來次第に多くなる。……武士と云るゝ程の者の旅宿ならぬは一人もなし。諸國の民の工商の業をする者、樺手

振、日雇取などの遊民も、在所を離れて御城下に集る者年々に彌増して……暮しの物入莫大にして、武士の知行は皆商人に吸取らる也。畢竟精を出して上へ奉公をして、上より賜る祿は不殘御城下の商人の物と成、馬を持つことも不成、人を持つことも不成……町人に仕送と云ことを頼みて、己が身上は人の手に渡る様に當時は成極たるは哀なることならずや。畢竟は箸一本にても錢を出して買調へざれば不叶こと成故に如此成たる也。……御領私領共に一年の年貢米を食料計遺して、其外は悉く賣拂ひ、金にして是れにて諸國の物を買調て、日夜朝暮の用事を辨ずること、是當時武家の行狀也。金にて諸事の物を買調ねば一日も暮されぬ故、商人無ては武家は立たぬ也。諸事の物は皆商人の手にあり、夫を金を出して貰ひ請て用を辨ずることなる故、……畢竟直段は商人の云次第にて……商人の利倍を得ること、皆百年ほど盛なる事は……日本にも無きことなり。」かくの如く租徠はこの時期の封建制の危機が商業資本の急激な發展に由來するものと、後者は正に封建的土地所有者たる武士が土地から遊離して城下町に集中し、單なる「地代生活者」として寄生的性格を持つに至つた事に基くのを鋭く看破し

享保期を中心とする幕府徴租様式の變質について

た。以上述べた如き徳川封建制の位階制的構造の全てに互つて、寄生・吸着した商業・高利貸資本は、領主財政の危機を招來すると共に、封建制の権力的基盤(武装せる封建家臣團)及經濟的基礎(農民に對する貢租收取關係)を崩り崩す。かくて徳川封建社會の封建的支配機構の危機は進展する。

1、伊東多三郎氏「幕藩體制」(新日本史講座所輯)四頁以下参照。

2、鎌倉期より室町期にかけて地代形態は急速に労働地代より生産物地代へ轉化しつゝあり、室町後半期には金納化の傾向すら生じていた。徳川封建制の成立は、かゝる傾向を生産物地代の線に於て固定せしめたものであつた。

3、諸藩は商業・高利貸資本を藏屋敷の藏元及掛屋に任命し、藏元の保管及其の賣上代金の保管出納を司らせる事により、領主財政貢租收取機構に彼等を侵蝕せしめることとなつた。かゝる藏元・掛屋こそ大名貸・御用金の中心となりしものであつた。又封建家臣團たる旗本等に對し藏元・掛屋の役割を果せるものは、札差(藏符)であつた。大阪の藏屋敷は元祿年間に九七を算え、札差が株仲間結成させるのは享保九年であつた。尙此等の點に關しては飯淵敬太郎氏「日本信用體系前史」野村兼太郎氏「日本經濟史」(徳川

享保期を中心とする幕府徴租様式の變質について

五八 (六七六)

時代」等参照。

4、「本佐録」に示された「百姓は天下の根本也。是を治むるに法あり、先一人々々の田地の墾目を能立て、扱一年の入用作食をつもらせ、其餘を年貢に收むべし、百姓は財の餘らぬ様に不足なき様に治る事道なり」(日本經濟叢書第一卷一九頁)なる徴租原則は、農民の單純再生産の確保と全餘剩労働部分の收取とを意圖している。かゝる徴租原則は現實にも行われたものの如く、元祿期前後の地方書に記載せる經營の收支例は、東北型地方の事情を示すと思われ「豊年稅書」(貞享二年)、加賀の例を示す「耕稼春秋」(寶永四年)、畿内型の色彩の濃い紀州の場合を示す「才藏記」(元祿年間)も共に、貢租納入後殆んど餘剩が残らぬことを示している。古島敏雄氏「封建時代後期の農民の生活」(新日本史講座)七頁以下参照。

5、所三男編「寛文版地方開書」(「社會經濟史學」九ノ二)  
6、荻生徂徠「政談」(「日本經濟叢書」第三卷)三八七—四〇三頁、尙丸山眞男氏「近世日本政治思想における『自然』と『作爲』」(「國家學會雜誌」五五卷十二號)参照。

三

元祿—享保期に於ける領主財政Ⅱ貢租收取機構の危機

これは封建的土地所有關係Ⅱ機構の維持、強化に作用する。併しこの元祿期の貢租増徴は從來の田畑の等位上、中、下、下々の四等級の外に、上々なる等級を新に加えて高率な貢租を賦課する一方、從來課税されなかつた下々田に對しても貢租を賦課せんとするものであつた。殊に後者は從來無高地が中以下の農民の再生産維持の重要な條件であつたために、農民に深刻な打撃を與えずには置かない。かくの如き封建的支配階級の對應姿勢は、判つきりと商業・高利貸資本の勢力伸張及元祿年間における三十三件に及ぶ百姓一揆の件數は寛文年間次ぐもの)によつて應えられた。領主財政Ⅱ貢租收取機構の危機は益々擴大し深化する。

かくて享保期(一七一六—一七五五年)に至るや、八代將軍吉宗を頂點とする封建的支配者層は新な對應姿勢を示すに至つた。一般に「享保の改革」と云われるものは之に外ならない。元祿—享保期における領主財政Ⅱ貢租收取機構の危機は、商品・貨幣經營の進展を既に社會的條件とする以上、封建的支配階級にとつて可及的な貨幣支出の節減及貨幣收入の増大を期する以外に、危機に對應するの道は殘されてない。儉約令は前者を目的とする

享保期を中心とする幕府徴租様式の變質について

五九 (六七七)

の進展に對して、封建的支配者層は上からの對應姿勢をとらざるを得ない。併し乍ら、徳川封建制成立期におけるが如き形での生産物地代の維持・固定はもはや爲し得ない。何故なら、既に商業・高利貸資本は封建的支配機構の總ゆる氣孔に喰ひ入つて居り、農民の必要労働部以上に出る全餘剩労働を收取する貢租水準に於てすら、今や商品・貨幣經濟の進展に伴い愈々増大する領主の「貨幣需要」を充たすことは出來ないからである。かくて五代綱吉(一六八〇—一七一〇年頃)時代には、元祿八年(一六九五年)八月の貨幣改鑄を始めとして、寶永元年(一七〇四年)の旗本減俸令更に貢租増徴を行うことにより危機を回避せんとした。併し、貨幣改鑄による利益は繼續的性質のものでないの云う迄もなく従つて彌縫策に過ぎぬが、更にこれを契機として商業の高利貸資本の急激な擡頭を齎した。旗本に對する減俸令は封建家臣團をして益々高利貸附へ依存せざるを得なくし、封建的支配機構の權力的基礎は次第に崩れられる。かくてその何れもが、當面の危機を回避せしめつゝその危機を深化するに過ぎない。これに對して貢租増徴はそれが農民自身の手許に留保された餘剩分を吸み上げるものである限り、そ

ものであつた。併し「金にて諸事の物を買調ねば一日も暮されぬ」程までに進展している商品・貨幣經濟の眞只中にあつては、誠に無力な存在に過ぎず、間もなく有名無實と化する。更にこの時期に於ける貨幣改鑄と豐作に基く米價の下落は「地代生活者」たる封建的支配者層を苦境に追いやる。かくて彼等における「貨幣需要」は減少するどころか益々増大する。然も封建社會の經濟的基礎は農民に對する貢租收取關係にある以上、これを支點とする以外に貨幣收入の増大を期し得ない。こゝに何等かの仕方での貢租水準の強化が必至となる。祖率の四公六民より、五公五民への強化は直接的なそれであり、年貢早納等は實質的な貢租水準の強化であつた。そしてかゝる祖率の強化、年貢早納等によつて補充・掩護されつゝ、既存の貢租收取様式(檢見に基く石盛賦課)に注目すべき變化が齎らされた。これ即ち享保期を中心とする檢見春法及定免制の實施に外ならない。

檢見春法(有毛檢見、色取檢見)は「田地上、中、下の位に不<sub>レ</sub>構、其田の一分刈を以て其年の取箇を」定める徴租様式であり、定免制は「十年二十年程ノ内ニテ上熟下熟ノ中ヲドリテ、是ヲ定法トシテ年々定法ノ如クニ收

納スル」貢租收取様式である。かくの如く検見春法と定免制とは全く異つた性格を持つ。即ち従前の検見春法に基く石盛賦課(畝引検見)は、田畑の上、中、下の等位に基く石盛を貢租の基準として收穫量の一定割合を收取するものであつた。それに對して検見春法は田畑の石盛には一應關係なく其年の收穫量の一定割合を貢租として收取するものであり、他方定免制は毎年の收穫量の如何に拘らず一定量の生産物を徵取するものである。そして大體に於て検見春法は東國以北に、定免制は關西方面に於て實施されたとされている。かくの如く對蹠的な検見春法と定免制は、然らば元祿―享保期の領主財政Ⅱ貢租收取機構の危機への對應として、封建的土地所有關係Ⅱ機構に對して如何なる意義・役割を持つたであらうか。

- 1、古島氏「近世日本農業の構造」二七一―二頁参照。
- 2、享保三年に米價は三十三匁に急落したため、幕府は諸侯に命じて米の買上圍穀をなさしめ、或は江戸大阪の富商に貯蔵を許し、其他廻米を制限し更には米相場を公許する等の方法をとつたが著效を挙げ得なかつた。かくて生産物地代たる貢租の固定化にも拘らず、米價の下落により封建的支配者府の貨幣收入は激減せざるを得ない。

かゝる検見春法が享保期より行われ始めた事は、「地方凡例録」に「享保以來色検見ニ成……」(前掲本一八三頁)とあり、その外民間所要、地方落穂集、西城物語、増補田園類説も有毛検見の始を享保期に置いている事によつて明らかである。

- 6、太宰春臺「經濟錄」日本經濟叢書第六卷一六一―七頁、「地方凡例録」前掲本一七八頁、「辻六郎左衛門上書」日本經濟叢書第六卷四八〇頁参照。

この定免制は享保六年に幕府によつてその實施令が出されている。「大日本租税志」中編三三〇頁参照。尙検見取定免取の形式沿革等に關しては小林平左衛門氏「小作料の歴史的考察(三)」(農業經濟研究)三ノ四参照。  
7、「上方中國西國は……租税は定免とて……關東諸國は檢見して取箇辻を究るといふ制度ゆへ……」(本多利明「西城物語」日本經濟叢書第十二卷一八八―一九頁)

四

享保期における検見春法への徴租様式の轉換は貢租水準の強化を意圖するものであつたと考えられる。即ち「數百年前檢地の節定りたる上中下、當時にては變化いたし上の田中にも成中の土地にも地位違ひ古來の位通

享保期を中心とする幕府徴租様式の變質について

- 3、幕府は諸侯統制の基幹たる參覲交代制の年限を短縮し、その代り「御恥辱を不被顧」大名に「上ゲ米」を課す等、幾多の方法によつて貨幣收入の増大を圖つたが、この「上ゲ米」として享保十六年には廢止せざるを得ず、かくて封建的支配階級が寄生的な「地代生活者」たる限り貢租増徴の結果せざるを得ない。
- 4、「御取箇取法之儀往古ヨリ享保年中迄ハ四公六民ニ而相納候處、享保十巳年六公四民ニ而可ニ相納ニ候旨松平左近將監殿被仰渡、御勘定所ニ而吟味有之候處、百姓難澁申立候ニ付同十三申年五公五民之積何相濟、當時迄五分々々之取法ニ候事」(日本財政經濟史料)第一卷一頁。
- 5、「御年貢早納と云事は近年の事なり、古しへは十一月の末十二月初に何千何百と云共一領一納に納たりしを、いつしか御急川米として出来秋より三度にも四度にも納るにより……事毎に費へ相立……其所の百姓にあらずして筆にも顯しがたし」(民間省要)日本經濟叢書第一卷二七〇頁。
- 6、「民間省要」前掲本二四九頁、「地方凡例録」には「有毛検見ニテハ上中下根取ノ差別無之ニ付一ヶ村都合、三ツボ四ツボ刈レバ、上ニテモ下ニテモ貧者無之……一ヶ村相濟タル處ニテ致ニ春法ニ也、稻ニ竿ヲ入刈上ルヲツボ刈トモ歩カリトモ云、夫ヲコナシ根ニイダヌヲ春法トイフ」(日本經濟叢書第三十一卷一四〇―一頁)とある。

りに收納無之之處、いつにても上田は其位の高を持高懸物人足等も多分出根取高く年貢米餘計に付、上田持たる者高倒して都て難儀いたすも間々有之、依ていづれ上田にても下田にても致ニ收納所入米には無違に付、其年其由に出来る丈の糶敷を改夫丈の年貢を計る方不同無之道理」に基き、検見春法が行われるに至つたのであり、従つて「兎角御益も拔不申百姓之痛にも不<sub>2</sub>相成<sub>1</sub>極意之處に取附候義、檢見御取箇附之大意」とされたのである。檢地の當初に於ては石盛は大體に於てその土地の收穫量の標準を示すものであつた。かゝる石盛は貢享田租法によれば上々田十六上田十五中田十三下田十三に定められていた。併し次第に緩慢乍ら生産力も高まり、それに伴つて農民の間の生産力の懸隔も大きくなり、田畑の現實の收穫量と石盛とが一致しなくなる。かゝる生産力の發展と貢租水準とのギャップは、次第に僅か乍らでも農民自身の手許に於ける餘剰分成立の可能性を生み出す。かくて農民の必要労働部分以上に出る全餘剰労働を收取せんとする貢租收取原則はその完全な實現を阻まれる。領主財政Ⅱ貢租收取機構の危機に遭遇した封建的支

配者層がこの事實に着目して、農民自身の餘剰分を再び吸み上げて農民層の分化を阻止すると共に、貢租収入の増大を圖らんとたことは必然的であつた。それ故現實の收穫量と一致しなくなつた石盛に拘らず、直接其年の收穫量の一定割合が貢租として收取される。

併しこの檢見春法は石盛なる貢租收取の公的な基準を廢止する結果、貢租額は「傳統と習慣の力」によつて一定化される傾向にあるとはいへ、封建的收取の「恣意」發現の可能性をはらむ。その限りに於いて前代における貢租收取様式たる斗代と同じ性質を持つ。檢見春法は直接其年の收穫量に應じて貢租を收取するものであるから、先づその土地の收穫量を査定することが必要となる。この査定のために原則として坪刈(歩刈)が行われた。例えば「地方袖中録」(享保四年)は「檢見の専要歩刈に有」と述べ、「地方凡例録」も「坪カリハ用テ用ザル事ト前々ヨリ申儀ナレドモ、古來ヨリ第一ノ法トスルハ坪カリ也」としている。そして後者は更に續けて「地頭ハ是ヲ以損益ヲ積リ百姓ハ年貢ヲ可出程ヲ知り、上下見當ニ致スハツボ刈ニ付能々入念何程カリ出セバ宜クト

云當合ヲ以テ入用支ヨリ少シ餘計ニカリ出様、ツボ刈ノ員數見立ル事也、勿論カリ出シタル分不殘試ニハ百姓ドモ無慈悲ノヤウニ存ジ納得イタサズ恨ヲ含ミ年貢取立等ノ害ニ相成故、タトヒ三ツボ歩カリイタシ右平均四合五勺ノカリ出有之處ニ三合カリ出セバ、前年ニ五石相増是ニテ取ケハ餘ニ位ニツキ一合五勺ハ切捨三合ノカリ出イタス、サスレバ百姓方ニテ一體ノ勘定ハ不存……容赦ニ預リタルト悦ビ、……年貢出精相納ル者ナリ」と記している。これによつても明かな如く歩刈は封建的收取の「恣意」を許さぬものではない。それ故享保期を隔ること遠くない一地方書も「歩刈と申ものは銘々の手先次第にて強くも弱くも相成候」ものであり、従つて貢租額を決定するには「其年々の出來方積りと其村の根取と、拾ヶ年或は十四五ヶ年已來之御取箇并土地の善惡一體村方の盛衰共巨細に考へ合、隨分御益拔不申極意之處」にすべきだと述べている。

かくて坪刈は地方役人にとつて實收量従つて貢租額を査定すべき唯一の決定的な方法とはされなかつた。「辻六郎左衛門上書」は坪刈に反對して、「檢見取箇の極様に坪刈を元に立候て致し候事は素人取と申候て嫌候儀

に候……正路實事の坪刈は容易に難成事に候……地方

少し心得候へば理屈取に成候實正取の儀は中々言筆不及事にて候、假令は取箇下免に候とて一概に増候儀曾て難成事に候、高免も下免も前々より年久敷取つくせし所を取直し可申して中々一兩年など懸り候て難成事に候」と述べている。併し兩者の意見は共に貢租收納を第一の關心としているものであり、その何れもが實收量を査定すべき客觀的根據のない事を示している。然るに「專制政體に於ては權力はそれを託された人の手に全部移る。大臣は專制君主自身であり、各個々の官吏は大臣である。」<sup>(12)</sup>かくて「近年檢見は其年の豊凶によらず其年出すの人による」<sup>(13)</sup>ことになり、封建的收取の「恣意」は地方役人に移行する。かゝる事情の下にあつては「御代官中御役儀に心を用ひられず手代役人等に萬事を任置、其手代役人等は名主庄屋の類等申合賄賂の多少によりて御取毛の高下を取計ひ、又此等の事に付ては村方の物入種々の事多有之」と云う事實が現われるのは必然であつた。かゝる代官手代等の私曲の發生は封建領主の貢租收入を不安定化し、他方農民の必要労働部分以上に出る全餘剩労働を收取せんとする封建社會における貢租收取原

則の貫徹は阻まれ歪曲されざるを得ない。

- 1、「日本財政經濟史料」第一卷六七頁。
- 2、「地方大意抄」近世地方經濟史料第七卷一三七頁。
- 3、この時期の生産力の發展は施肥法と農具の改良等に基くものであつた。即ち從來の刈敷系統の自給肥料に代つて速效性肥料たる油粕干鰯等の利用が可能となり、一方農具の改良は殊に脱穀以下の過程に著しく、千齒板唐臼唐簸萬石籠等がこの時期に出現し普及した。この結果田植、脱穀という二つの大きな労働力需要が緩和されて集約經營を可能ならしめ、商品性作物導入が可能となる。これらの點については古島氏「近世日本農業の構造」二三三頁以下及同氏「家族形態と農業の發展」二三九頁以下参照。
- 4、享保期の地方書によれば、民間省要に於ては反當一、六石—二石を示し、地方袖中録では反當六斗—二石四斗としている。これによつて石盛(上々田でも十六)との懸隔は明瞭である。
- 5、斗代は鎌倉、室町期に於て一般的に行われた徴租様式で、單純に一段に付何斗とするものである。戰國期より徳川期にかけて斗代は石盛賦課へと轉換したが、徳川期に至つても生産力の低い關東の畑や流作場等には殘存した。
- 6、近世地方經濟史料第六卷三、七、四頁。

- 7、前掲本一四三頁。
  - 8、前掲本一四三—四頁。
  - 9、「地方大意抄」前掲本一三六頁。
  - 10、前掲書同頁。
  - 11、前掲本四八五—六頁。
  - 12、モンテスキュー「法の精神」邦譯邦譯岩波文庫版上巻一—二頁。
  - 13、「民間省要」前掲本二七七頁。
  - 14、「正徳三年御代官支配所取計勤方等儀に付御書付」(在々御仕置之儀に付御書付)近世地方經濟史料第二卷三三七頁)尙太宰春臺「經濟錄」前掲本一七頁參照。
- 享保六年(一七二一年)「吉宗達」によつて幕府が實施せんとした定免制は、前述せる如く其年の豊凶に拘らず常に一定量の生産物を貢租として收取するものである。この定免制も檢見春法の場合と同じく領主財政に貢租收取機構の危機に對應して、貢租水準の強化を意圖するものであつた。屢述せる如く商品・貨幣經濟の進展に基く封建的支配階級の「貨幣缺乏」が元祿—享保期の危機の基本的要因たる限り、貢租増徴はこれに對應する唯一の手段であるが、それと共に一定量の貢租収入を確保する事も焦眉の急となる。かくて封建的支配者層は可及

的最大の貢租を繼續的に確保する事を熱望する。定免制は正にかゝる必要から實施されたものであつた。「定免ナレバ毎年ノ毛見ニ及バズ定マレル免ノ如ク收納スルコト相違ナシ、然レバ民ヨリ代官ニ賂フコトモナケレバ小民ノ使役セラル、コトモナク、金銀ノ費ルコトモナキ故ニ民ノ苦ミナシ、サル故ニ少高免ニ取テモ定免民ノ爲ニ利アリ」とする太宰春臺の意見も、「地方大意抄」に於ける「定免ニ相成候得は右體之入用(檢見に關する費用のこと)——新保)并隙費も無之且又刈取も心儘に仕候儀格段百姓之勝手に相成候事ゆへ、夫丈之増免は勘辨之上可申付一事にて候」との記載も共にこの間の消息を物語るものに外ならない。かくて十年乃至十五年の實納した免を平均し、その平均免に若干免を増加したものが一般に定免(固定量の貢租)となつた。

其年の豊凶に拘らず毎年一定量の物納貢租を納付するためには、一定規模の再生産の確保が毎年保證される程の生産力を前提とする。これに反して其土地の毎年の收穫量に應じてその一定割合を收取する檢見取は、一定規模の再生産が保證される程の換言すれば「豊凶如何にかかわらぬ剩餘勞働部分の一定の不量が豫定」される程の

生産力の發展をその前提とするものでない。それ故一般に定免制なる徴租様式そのものは、檢見取よりも高い生産力段階を前提とすると云い得る。併し徳川封建制下における農業は云々迄もなく米作を中心とする主穀農業であり、その米作は水田耕作である以上、畑に比較する時特に自然的條件の變動を敏感に反映し、そして徳川期の生産力段階にあつては農業生産に於て自然の占むる地位は大きい。然も徳川封建制の貢租水準に於ては凶作飢饉疫病其他の事故に際會するや、屢々貢租が農民の生活資料に喰ひ込む。従つて凶作・飢饉は「慢性的」且「必然的に襲來する。かくの如く潮繁に襲う凶作・飢饉は一定規模の再生産を反覆維持することを許さない。かくて定免制の完全な成立は許されない。元來定免制(定額地代)は生産力が「豊凶如何にかかわらぬ剩餘勞働部分の一定の不變量」を生ずべき程の段階にある時は、農民自身の餘剰分の發生を必至ならしめる。それは當然貨幣地代への起點となり獨立自營農民への軌道を定置する事となる。併し徳川封建制に於ける生産力の低位は本來の定免制を成立せしめぬため、農民が下から定免制を要求することは一般的にあり得ず、かくて上から可及的最大量

享保期を中心とする幕府徴租様式の變質について

の貢租の繼續的確保のために、定免制を農民に強要せざるを得ない。然も封建的支配階級が強要せんとする定免制は「無二年季永定免ハ一統不成」ものであり、「當年季明候分並檢見取之場所ハ勿論去年相極候定免之分モ、此度其村相應之御取箇ニ極候ハ、定免之年季五ヶ年七ヶ年又ハ拾ヶ年拾五ヶ年ニモ極候様可被致候、然共得心不仕相應御取箇不増分ハ年季短ニ相極可被申候」とするもので比較的短期間のそれであつた。然も封建的支配者層は「定免之年季切替候度毎相増候義ト心得」と訓令し、又地方書も「切カヘノセツハ先定免並右三平キンは少々モ相増様ニ吟味スベシ」とか或は「定免年季切替之度毎に何れの村々も吟味の土増免申付」と述べている如く定免年季切替毎に貢租額を増加せんとしたのであつた。かくて定免制の強要は貢租負擔の加重に作用せざるを得ない。

15、「年貢ハ百姓ニ得セシメ追次定免ニ定ムヘシ、但高免下免其他不相應ノ所ハ改ムヘシ」(「大日本租稅志」中編三三〇頁)。

16、太宰春臺「經濟錄」前掲本一八八頁。

17、「地方大意抄」前掲本一三八頁。



18、定免制を主張する封建的イデオログ(經濟學者・地方役人等)は、何れも検見が「民の害」となることを述べ、これに反して定免制が「民の爲に利あり」と主張する。例えは本多利明の如きも「定免とて年々の年貢に定數あるめへ、耕耘苗肥に力の限りを盡し豊作するを人々の手柄と心得たる風俗ゆへに田地一反歩に麥五石餘を得て、又稻作に米四石餘を得るなり……検見して取箇辻を究るといふ制度ゆへに豊凶作の區別なく五公五民の法とて、其田地に米一石あらんと検見すれば五斗は租税に取五斗は百姓の收納なれ共此内より高掛物村入用等を出し、來年の種子親を引苗代農具代を引天食の殘迄には及ばざれば、農外の稼穡をして其不足を償といへ共不叶して良田畑とすれども撻して亡處とするは至極其弊なり」(本多利明「西域物語」前掲本一八九頁)と論じている。併し「惣シテ定免ハ民ニ利アルヨリモ、公儀ニ御益ノ有ル子細アレバ検見村ヲシテ定見村ニ願ハセタキ」(「俵ふるい」三田學會雜誌第四十一卷)、「二合併號三四頁」というのが、正に封建的支配者層が定免制なる徴租様式を實施せる目的に外ならない。

19、有賀喜左衛門氏「日本家族制度と小作制度」六〇一頁。  
20、平野義太郎氏「ブルジョア民主主義革命」八九頁。  
21、例えは「才藏記」の經營記載例に於ては、七公三民の貢租納入後生計費の三%の餘利が生ずるが、それは「作も能

出來御免合も安く仕」つての事であつて、「三年に一年は不作もあり、其外不意成事も有之ものに候、然ば稼を第一と仕作毛も多く出來候様に仕成し、給物以外も右積をもへらし候様に始末なくしては危し」(前掲本四一〇頁)という状態であつた。

22、「日本凶荒史」によれば慶長元年(一五九六年)より慶應元年(一七六六年)に至る二七二年の間に不作凶作は一五四回の多きを算え、「日本災異志」によれば大飢饉は二十一回あつたとされている。享保期においてすら享保六年(一七三二年)同七年(一七三三年)同十七年(一七三二年)等々凶饉が發生しており、殊に十七年のそれは蝗害によるもので被害地は山陽南海西海に及ぶ極めて大規模なものであつた。

23、「地方凡例録」前掲本一七八頁。  
24、「享保十三年御取箇吟味並四分以上引方立様書付」(「日本財政經濟史料」第一卷一二頁)。  
25、前掲「書付」。  
26、「地方凡例録」前掲本一七八頁。  
26、「地方大意抄」前掲本一三九頁。

「貨幣缺乏」の促進に基く貢租増徴の必要から、生産力段階に照應せざる定免制を實施せんとする結果、封建

的支配階級の意圖・希望にも拘らず定免制は歪曲された形において實施されざるを得ない。即ち凶作・不作は際しては一應検見を行つた上被免を認ざるを得ないこととなる。享保六年(一七二一年)始めて定免制を強要した封建的支配者層は、早くも享保七年(一七二二年)には損毛の節は検見を認めて「定免之内田畑旱損水損虫付等にて當作過分に損毛有之節、其二村之百姓不殘願出候は、致し検見定免に不構有毛之通御取箇見取に可申付候」とせざるを得なかつたのである。併しこの「御書付」が續けて「然る上は定免の御年貢より高免に成所も可有之候、此段兼而可相心得候、但一村之内にて検見願候者も有之又は不願者も有之一村一同に無之候は、願出候共取上申問敷候」とする時、前の條項が有名無實と化するには必至であり、封建的支配階級の定免制に對する執着を如實に示す。次いで享保十二年(一七二七年)には「一國一郡郷候程之損毛之外引方」を認めないという規定を改め「五分以上の損毛は入念致し検見せずこととせざるを得ず、同十三年には四分、同十八年には三分と次第に検見を認むべき損毛の割合を低下せざるを得なかつた。かくの如く一應破免は認められたもの「定

免村方破免願出タル時尙又得ト見分致シ、三分以上ノ損毛に可當ヤ無覺東ニラバ隨分利害申聞成丈致論致シ、破免願爲「相止可申」とか或は「定免之内取計方は兎角破免無之様致し出精候儀第一之義存候」とする地方書の記載の如く、破免を出來る丈認めない事が必要とされたのである。そのためには「平常儉約申付壹年も餘計を以不作を請候年之價に仕候様申致……極と儉約可仕旨品々定法を定置、年々幾度となく手堅し申渡暫時も忘却不仕様取計」わねばならぬとされた。併し一應破免を認めめた事は、徳川封建制における水田生産力の特質に起因するものと云える。畑にあつては一般に完全な定免制であつた。畑に破免のないのは「畑方は二毛作三毛作候も有之候に付、田方とは替り四分程の損毛は先は無之」ためと「辻六郎左衛門上書」は述べている。換言すれば畑作にあつてはその年の豊凶に基く收穫量の變動が比較的に小なるため破免を必要としないのであり、これに反して自然の占むる比重がかなり大きい水田生産力の段階にあつては、其年の豊凶による收穫量の變動は大であり、然も豊作は農業生産の基本をなす以上破免は認めざるを得ないと考えられる。かくて破免を認めることによ

り、封建的支配階級は、一定量の貢租の繼續的確保を期し得ざるに至る。それは生産力と徴租様式の段階的ギャップの必然的歸結に外ならない。それ故破免と云う重大な讓歩をなしたにも拘らず農民の多くは検見取を好み、その結果定免制は屢々検見取へ逆轉する。従つて上方中國西國より生産力の低位な關東以北に於て定免制が實施せられざるは至極當然のことと云えよう。近畿型地方に於ては二毛作が一般的であり、速効性の金肥の使用、改良農具の普及等に基づく集約的經營の成立、「農業全書」を生み出した如き商品性作物の發展等がその生産力段階を規定するものであつたが、東北型地方に於ては自然的條件も手傳つて一毛作が一般的であり、油粕干鰯等の金肥や千齒扱唐臼萬石籾等の普及は不充分で、刈敷系統の自給肥料に基づく粗放的な經營であり、自給性作物の生産が基本的であつた。従つて東北型地方の生産力段階に於ては、近畿型地方に比して自然的條件の變動を敏感に反映し、それ丈農民の再生産は脅かされる。かくて東北型地方に於ては定免制が實施さるべき前提條件を有していない。<sup>37</sup>

以上の考察によつて明かな如く、元祿―享保期の領主

財政Ⅱ貢租收取機構の危機に對應して、貢租増徴を目的とする徴租様式の轉換(検見春法及定免制の實施)が上から強要された。その兩者は本質上一應異つた生産力段階を前提するものである。かかる異質的な二つの徴租様式が領主財政Ⅱ貢租收取機構の危機への對應として實施されたことは、正に徳川封建制下に於ける生産力發展段階の斷層(地域差)に對應するものに外ならない。生産力段階の低い場合には検見春法が、生産力段階のより高い場合には定免制が實施されその兩者は相互補充的關係に立ちつつ、貢租水準の強化に作用した。既に元祿期においてすら「土民道、日致二困窮、傍にもなく米進重り致、借金二畑を質に置其年貢を辨、終には牛馬家財を賣身を妻子を代にかへても借金米進の價に足らずして迷惑の者多く有之」状態にある以上、享保期に於ける貢租水準の強化は農民を窮地に陥れることは必至である。農民の必要労働部分以上に出る全餘剩労働の收取と單純再生産の確保を意圖する封建的收取の原則は破られ、貢租は農民の必要労働部分に喰ひ込むのは當然である。かくて「大分の入用懸り百姓相續すべきなけれども或は下田、田麥、畑作見取場末の餘計、年々検見引の用捨又は山林海

邊の助成、市場町屋津港の邊それぞれ相應の商事日傭系機の類のかせぎに、農の間の寸隙をありきて渡世し暮すといへど色々の變に逢ふては、やゝもすれば身帯を潰し妻子を賣るの輩年々歳々其限なし」と云う状態の發生は當然豫想せらるべきものであつた。

28、「享保七年定免年高元内當作損毛有之節検見に付御書付」

(「日本財政經濟史料」第一卷六四頁。)

29、「享保十二年五分以上之損毛可致検見達」(前掲書八頁)

30、前掲書八一〇頁參照。

31、「地方凡例錄」前掲本一四七頁。

32、「地方大意抄」前掲本一三九頁。

33、前掲書一四〇頁。

34、前掲本四八四頁。

35、「一向に何方迄も定免には中々難成儀にて候」(「辻六郎左衛門上書」四八四頁)、「検見村ヲシテ定免村ニ願ハシ

キモノナレドモ、僕ラガ知リタルトコロノ村々ハ、曾テ一村モコレヲ願出タルコトナシ、却テ定免村ヨリ願テ検見村トナリタルハ有り」(「俵ふひる」前掲本三四頁)又「定免は民の爲に利あり」とした本多利明すら「検見取箇の制度に遇て耨長の責庸に逢といへど、百姓は思の外に根強く今に残あるも亦不思議なり」(「西域物語」一八九頁)と嘆じ

享保期を中心とする幕府徴租様式の變質について

ている。

尙享保以降屢々幕府が定免制の強要をなせる事は「定免には中々難成儀」の反映に外ならない。この點に就ては「日本財政經濟史料」參照、又更に定免制の實施を原因とする百姓一揆の發生は、右の事實を確證せしめる。平野氏前掲書參照。

36、元祿期前後の地方書中、近畿型の色彩の濃い「才藏記」の經營例に於ては二毛作が行はれ金肥の使用も多く、商品性作物も或程度見られるが、東北型地方の事情を示すと思われる「豊年稅書」の經營收支例では一毛作で全然金肥の使用なく刈敷系統の自給肥料を用い、殆んど商品性作物に對する論及は見られない。かくの如く農書からも近畿型地方と東北型地方の生産力の質的な差を認め得る。尙かゝる近畿型地方と東北型地方の質的差異の問題については、小野武夫氏「徳川時代の農家經濟」戸谷敏之氏「徳川時代に於ける農業經營の諸類型」古島氏「日本封建農業史」等參照。37、定免制と検見春法とは以上の如く對蹠的なものであるが、兩者の中間形態が存在しない譯でなく、例えは加賀藩に於ては定免制であり乍ら現實には何らかの仕方毎年检見を行つてゐる。この點は加賀地方の地域的格に鑑み、定免制と検見春法の性格を見極める上に極めて注目すべきものであるが、これが考察は今後の課題として次の機

享保期を中心とする幕府徴租様式の變質について

會に譲らねばならない。

38、「憐民撫育法」近世地方經濟史料第六卷二〇〇頁。

39、封建的収取の酷烈さを如實に示すと云われる神尾某の「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」(本多思明前掲書二八四頁)という言葉が現われたのは享保期の事であつた。これは正に貢租増徴を強行せんとする封建的支配者層の意圖の一表現に外ならぬであらう。

40、「民間省要」前掲本二六〇頁。

五

貢租水準の強化に作用した二つの徴租様式即ち検見春法と定免制とは、階層的な構成を持つ農民層に對して異つた意義を持つ。検見春法は耕作面積の小さく生産力の低い小百姓の好む所で、「小毛見は如何に不作年にも安地には無<sub>レ</sub>之もの、第一高地に多く有<sub>レ</sub>之物故安地持の能百姓は嫌ひ、高地悪作持より百姓好み申もの故いつ逆も村中揃願と申事は無<sub>レ</sub>之」き状態であつた。かゝる小百姓は零細な經營と生産力の低さの故に、年々一定規模の再生産を維持・確保することは不可能であつて自然條件の變動がその生産量に敏感に反映する。例えば蘆東山も享保十一年頃の「上書」において「中以上の民は少々の

七〇 (六八八)

凶作に迷惑仕らず、其大に富める者は却て凶作に乗じて利を取る者多く御座候。只五百、六百(五百文は約四反歩——新保)の田地を所持仕候細民は凶年は勿論豊年にも迷惑仕候。凶年には富民より借り集め、漸く年貢上納仕候」と述べている。従つて、其年の豊凶に拘らず常に一定量の生産物を収取す定免制は、小百姓に對して深刻な打撃を與えるのは當然である。定免制に於ては「検見之上實法三分以上之損毛に候得は其分引方可遣候得共、巨細に吟味を請候得は、先は三分以上の損毛と申は無<sub>レ</sub>之、村方より百姓内見様しには四分五分の損毛に相見候而ても、嚴重に致<sub>レ</sub>坪刈<sub>レ</sub>糶寄り上に而は多分三分に届候損毛は無<sub>レ</sub>之ものに候、一村惣糶寄にて三分に不<sub>レ</sub>届候得は急度定免通御年貢上納は申付候得共、百姓銘々の小前に至りては五分にも六分にも届く損毛に相當候もの有<sub>レ</sub>之事にて……中々御年貢にも引足不<sub>レ</sub>申當然の夫食にも必至と差支可<sub>レ</sub>申義にて候、然とも一村之惣都合に而三分に届不<sub>レ</sub>申候得は引方遣候事も不<sub>レ</sub>相成一候故、其節格段の難儀」に見舞われざるを得ない。これに反して、經營規模も大きく生産力の比較的の高い大百姓は定免制を利とする。「定免は大百姓田地多持候者善惡の田地取

交持候故悦び、小高持候者は多くは悪田を持候故定免は迷惑に候得共、村中高持百姓共定免に請負候得は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>是非一候て小百姓も請候、仍甚不作の時は小百姓年貢可<sub>レ</sub>納手段無<sub>レ</sub>之者には、大百姓共申合せ候て寄荷候て年貢は償爲<sub>レ</sub>取候様にも致候得共、瀆世の入用は寄荷とらせ候義不<sub>レ</sub>仕候故年を重候得ば小百姓及<sub>レ</sub>困窮<sub>二</sub>申候<sub>一</sub>とする「辻六郎左衛門上書」や、「大百姓田地多持タル者ハ定免ヲ好ム儀ニ付、村役人百姓代等願出ルトモ小百姓ノ方得下相糶ベシ、定免ニ成難キ村ヲ無<sub>レ</sub>勘辨<sub>二</sub>定免ニ申付レバ田地少ク持タル百姓甚ク痛ムモノ也、其糶ハ村中平準シテ三分以上ノ損毛ニ不<sub>レ</sub>當ベ、百姓内損トナリ破免成難シ、田地少キ小百姓損毛多クトモ一統ノ損毛ニアラザレバ破免ナク其者内損有トテ外百姓助力セズ、一人ノ難儀トナリ大ニ痛ムコトナリ、又田地多持タル者ハ一ヶ所ソシテモ外ノ場處豊作モアル故差テ難儀ニモナラズ、小百姓並ニ鰥寡孤獨ノ類ヲスクフハ檢見取ニアラザレバ難<sub>レ</sub>成由……」とする「地方凡例録」も共に右の事情を説明するものに外ならない。

かくの如く定免制にあつては、その年の豊凶に拘らず

享保期を中心とする幕府徴租様式の變質について

一定規模の再生産の維持が可能な大百姓は、貢租納入後の餘剰を蓄積し技術的改良をなし得る可能が増大する。併し小百姓にとつては前述せる如く定免制は貢租負擔の苛重化を結果し、かゝる形で農民層の階層分化が進展する。これに對して検見春法はその年の豊凶に應じて收穫物の一定割合を収取するため、農民の手に豊作の餘剰を残さず技術的改良は困難化する。かくの如き三つの徴租様式の差は不作・凶作に際して判つきりした形をどつて現われる。豊作の餘剰を農民の残さない検見春法は、定免制に比して飢饉抵抗力が弱い。かゝる飢饉抵抗力の弱さを全國的現象たる不作をして飢饉たらしめるものと云える。享保十七年の大飢饉を境として徳川後半期に至れば飢饉は全國的現象でなくなる。天明、寛政、天保等には大飢饉が発生しているが、その酷烈な相貌を呈したのは關東以北の地に外ならなかつた。これは東北聖地方に於ける一般的な農業技術の後進性や主穀一毛耕作という社會的條件のほかに、検見春法と定免制という徴租様式の差異に基くものと云える。それ故本多利明の如きも飢饉の原因を農民の手に豊作の餘剰を残さざる検見春法に求めている。そしてかゝる飢饉こそ農民の高利貸資本

七一 (六八九)

への依存を必至ならしめたのであり、盧東山が前掲の「上書」に於てこの點を明快に述べている。かくて檢見春法の一般的な東北型地方においては高利貸資本による土地集中が発生せざるを得ない。かくの如く檢見春法と定免制という二つの徴租様式と生産力とは相互規定的關係にちつち、二つの徴租様式は異つた社會經濟史的意義を持つのである。

農民自身の餘剰分の成立を許さず更に往々にして農民の最低限の必要労働部分にまで喰ひ込む程の貢租水準と、商品・貨幣經濟の進展に基く商業・高利貸資本の發展によつて、元祿—享保期に於て既に農民は次第に階層分化を遂げつゝあつた。「民間省要」も「國土の田地と云物、人々其持主の自手作すといふ事は十にして漸く一二ならではなき物と知べし……今はむかし草分の百姓とても稀に開發の持主の持続たるも少し、且亦百姓の田地二十石以上百姓石餘の持高の者十が一も自分の地を手作するはなし、……小作に預けて他の手より米をとり其内より御年貢諸役を勤るなり、總て小作と云物は其所の水呑又は地かり店かり日雇を取て世を渡る者の類なり」と述べている。而して享保期に於ける領主財政—貢租機

構の危機への上からの對應としての貢租増徴は、益々農民を高利貸資本に依存せしめ、田畑永代賣買の禁制の下に於ても、質入其他の形で田畑の移動・兼併を必至ならしめる。併し乍ら前述せる如く定免制と檢見春法とはその性格に應じて、夫々ニュアンスを異にしつゝも農民層の階層分化を促進する。かくて農民の單純再生産の維持・確保と農民の必要労働部分以上に出る全餘剰労働の收取という封建的收取の原則を破られざるを得ないことなり、封建制の基礎たる貢租負擔に耐え得べき一定規模の農家が次第に減少する一方、かゝる一定規模より大きい富農層も次第に展開するに至る。こゝに封建的支配機構の基礎は次第に崩れられる。如何なる強力を以てしてもかゝる歴史的必然性を阻止することは出来ない。

商品・貨幣經濟の進展—商業・高利貸資本の發展を基本的要因とする領主財政—貢租收取機構の危機に對して、上からの對應姿勢を示しつゝこの危機を克服せんとした封建的支配者層は、「貨幣需要」を充たすために貢租増徴を強行せざるを得なかつたが、それは檢見春法と定免制によつてニュアンスを異にするものではあつたが、封建的收取の原則の貫徹を阻止することによつて商

業・高利貸資本による土地兼併、階層分化の進展を必至とした。かくて享保期に於ける危機が商品・貨幣經濟の進展に基くものであり、それが歴史的必然である以上、封建的支配階級は單なる「貢租増徴」を以てしては對應し得る筈はない。封建的支配機構の危機の一時的回避は可能であつてもそれは内攻し、内部的腐朽化の過程が進行する。それは封建的土地所有者が「地代生活者」たる限り必然の運命であつた。かくて、封建的支配者層は封建的土地所有關係—機構を變質せしめる事以外には「危機」に對應し得ない。享保期に於ける徴租様式の轉換を基幹とする對應策は、封建的支配階級の意圖如何にかゝらず貢租收取機構を變質せしめることによつて、封建的土地所有關係—機構の變質—解體を準備せるものにならなかつた。

- 1、「才藏記」前掲本四一七頁。
- 2、「仙臺叢書」第十二卷三五九頁。
- 3、「地方大意抄」前掲本一四一頁。
- 4、前掲本四八四頁。
- 5、前掲本一七八頁。
- 6、古島氏「日本封建農業史」三二八頁以下參照。

享保期を中心とする幕府徴租様式の變質について

- 7、「盧東山上書」前掲本三五九頁。
- 8、「日本經濟叢書」二八〇—二頁、尙徳川中期以降の地方書の關心も地主小作關係に向けられている。
- 9、「當時安かしと村々に適々身代宜き百姓の有は、皆以て田地ばかりの類にあらず皆外に商賣を兼帯するなり」(「民間省要」)或は少し時代が下るが「在方一統困窮仕候内ニ間ニハ豪富ノ者モ相見ヘ候、是ハ如何シテ富有ニ相成候ゾト申ニ、耕作計ニテ身上仕出シ候ニテハ無御座、多クハ酒油店商質屋等ニテ御座候、一向無商賣ノ者モ皆金借シテ仕リ其利息ヲ取テ手前ヨク相成候ニテ御座候」(「勸農策」)日本經濟叢書第二十卷五八六頁)と當時の地方書・經濟書は述べている。
- 10、かゝる如き貢租負擔に耐え得る規模は、大體に於て一町前後にあつたと考えられる。享保六年の觸書が田畑の分割を分割分殘分共に十石一町以上の場合の外認めないのは、封建的支配階級もその標準を一町に置いている事を示す。又「豐年稅書」も大體一町をその標準としている(日本經濟叢書第一卷七一—二頁)。
- 11、「耕作の外にかせぎ無之ものは不斗右の難(大風大水旱魃等のこ——新保)に逢ふて御年貢時に至て其價つぐのふべき様なし、所持したる田地山林等を以て名主方へ差出して其代にあつるの外なし……貨物に出して借用する金

の利足何方も田舎筋は二割か三割半成物なり……さすれば段々其百姓の數を減じ餘は潰るゝの外なし……然るに是等の事又上達しけるや、頃日永代文旨の外借金手形も御法度  
に被仰出候、しかれどもとにかく百姓に田地の賣買なくして是を百姓の糶とするに足らず……別ては差當りて御料私領にも年貢諸役差間候事なれば、名をかへ品をかへてとにかく止事非じ」(民間省要)

12、貢租水準の強化と商業・高利貸資本の厩力とによつて追いつめられた農民は、この時期に於て享保九年(一七二四年)越後實地騷動、同十一年(一七二六年)美作一揆、同十四年(一七二九年)岩代騷動、元文元年(一七三六年)

越後一揆等を始めとして九十件に及ぶ一揆を起さざるを得なかつた(黒正嚴氏「百姓一揆概観及年表」經濟史研究二七、三三)。その件數は元祿期のそれに三倍するものであつた。かゝる一揆は、享保六年(一七二一年)二月の「村民須知」(總テ何事ヲ問ハズ衆人ヲ嗜聚シ神水ヲ飲ヘ誓約ヲ結ビ同心比黨ニ類似スル行爲ヲ嚴禁ス)「徳川理財會要、日本經濟大典五十四卷二〇一頁」、享保十九年(一七三四年)八月代官への御觸書等によつて嚴重に取締られるに至つたが、それは幕末期に於て徳川封建制の基礎を震撼させたかの百姓一揆の前奏曲をなすものである。

## 米穀商業の性格 (上)

—東京に於ける米穀業界の變遷—

宇治順一郎

### 目次

- 一、はしがき
- 二、東京業界の地位
- 三、自由業界の成立過程
- 四、自由時代に於ける動向(以上本號)
- 五、正米市場の性格
- 一、はしがき

我國民生活上米穀がもつ特殊な地位はそれが惹起する問題を常に國民的關心的たるらしめ、従つてこれに對して殆ど不斷に國家の統制力が發動された。そして國家統制を要望する聲の中にその最も徹底せる手段として米穀專賣論が早くから唱へられてゐたのである。專賣論は米價の騰落につれ或ひは消費者の利害から或ひは生産者の

米穀商業の性格 (上)

立場からさらには兩者間の調整を意圖する見地から種々なるニュアンスの下に叫ばれ、時には嘗て地主から土地國有論が出たのと同様な意味で商人自らが專賣を主張したこともある。しかし世論一般が米價に心を奪はれて米穀問題の本質を掴み得なかつた結果として專賣論も亦食糧問題の見地から論議されることが少かつた。「なにも繁雜極りない手數と業者の中間利得以上の費用とをかけたまで專賣制を行はずとも、幾分不十分ではあつても價格統制を以てすれば目的は達成される。先づこれを行ひ、萬一それが失敗したならそれから專賣制を考へても遅くはない」といふ意味の言葉が往々專賣制反對の理由に用ひられた。このやうに一般世人の眼に米穀問題の本

七五 (六九三)